

令和7年度山形市中小企業人材養成事業費補助金 募集要領

山形市では、山形市内の中小企業の方々が、公益財団法人やまがた産業支援機構、中小企業大学校仙台校、山形県工業技術センター、山形県立山形職業能力開発専門学校等の研修に従業員等を派遣した場合に、その受講料の一部を予算の範囲内で助成しております。

◆対象者◆

山形市内に本社または主たる事業所を有する中小企業者

◆対象となる研修◆

次の機関で実施される研修

- ・公益財団法人やまがた産業支援機構
- ・中小企業大学校仙台校（経営管理者養成コース、工場管理者養成コースは補助対象外）
- ・山形県工業技術センター
- ・山形県立山形職業能力開発専門学校
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部
- 山形職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山形）

◆助成額◆

対象となる研修受講料の1/2または2/3以内の額（消費税を除いた金額）

※令和7年4月1日以降に非正規雇用から正規雇用に転換した従業員等を派遣した場合は、2/3以内の額となります。

◆交付申請方法◆

受講決定通知後30日以内かつ研修が始まる前に行ってください。

【提出書類】

- ① 山形市中小企業人材養成事業費補助金交付申請書
- ② 受講決定通知書の写し
- ③ 受講に要する事業主負担金の領収書の写し
- ④ 雇用契約書又は労働条件通知書の写し（非正規雇用から正規雇用に転換した場合のみ）

◆実績報告方法◆

研修終了後10日以内にご提出ください。

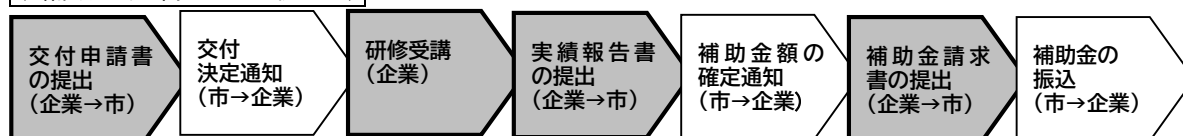
【提出書類】

- ① 山形市中小企業人材養成事業費補助金実績報告書
- ② 受講者の修了証明書の写し又は在籍証明書

◆補助金交付◆

実績報告書の提出後、補助金額を確定し「補助金の額の確定通知書」を申請者に送付します。申請者からの請求書の提出をもとに、指定口座に補助金を振り込みます。

◆補助金交付までの流れ◆



【問合せ先】 山形市商工観光部 産業政策課 企業支援係
〒990-8540 山形市旅籠町 2-3-25
TEL：641-1212（内線 886・416）
E-Mail：sangyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp